

環境委員会資料

2 陳情の審査

(1) 陳情第57号

パトロール事業の税金の使われ方およびスクラップ事故船の法改正に関する陳情

- 資料1 川崎港の安全対策
- 資料2 港湾局の巡視船
- 資料3 貨物船MARINA号の不法係留
- 資料4 川崎港放置等禁止区域全体図
- 資料5 陳情第57号に対する本市の見解

港 湾 局

(令和2年12月7日)

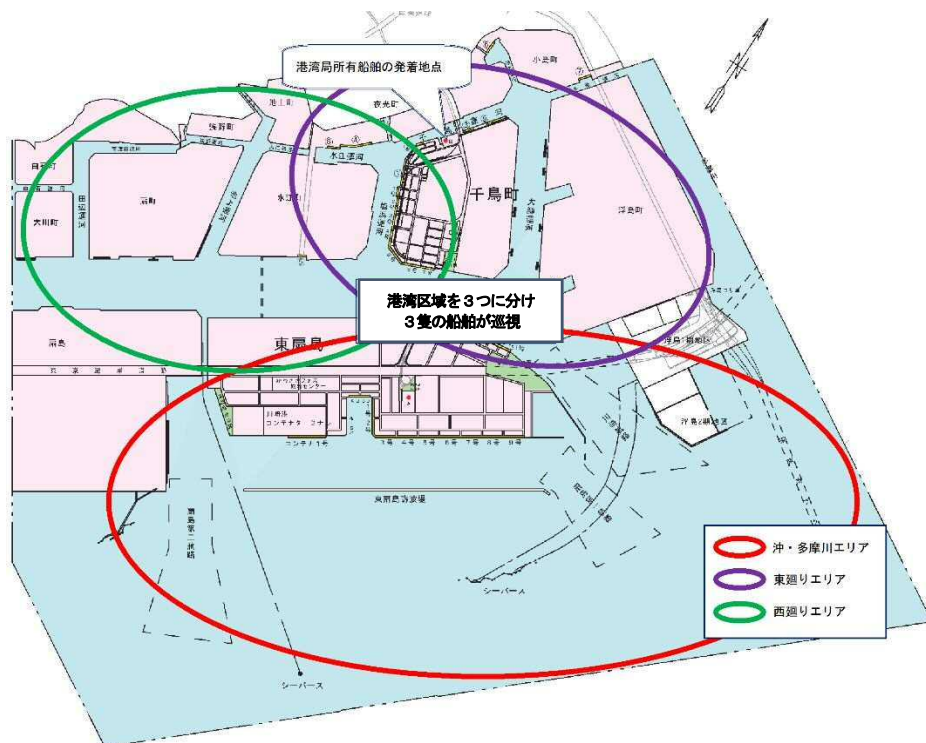
1 川崎市の役割

(1) 港湾管理者

港湾法により、港湾管理者として、港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持することが求められており、通常の港湾施設の維持管理に加え、港湾区域内における次の業務を行う。

- ア 漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去
 - イ 港湾区域内の水域の清掃
 - ウ 排出油等による汚染の防除
- 港湾法 第12条第2号

通常時における3隻の巡視エリア



(2) 国際港湾施設の埠頭・水域保安管理者

改正 SOLAS 条約を受けて施行された国際船舶・港湾保安法により、埠頭・水域保安管理者として、保安規程を定め、危害行為の防止や保安確保のための措置を講じている。港湾における保安対策として、次のような対策を講じている。

- ア 陸域の制限区域
 - フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視
 - イ 海域の制限区域
 - 陸からの監視カメラ、警備員による監視に加え、海上からの巡視
- 国際船舶・港湾保安法 第28条、第36条

2 関係行政機関の役割

- (1) 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- (2) 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- (3) 消防局臨港消防署 災害活動、救急活動
- (4) 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- (5) 入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

3 港湾局巡視船の業務

業務内容		あおぞら	つばめ	ひばり
港湾管理者・保安管理者として中心的な役割を担う業務	①港湾区域の巡視	◎	◎	◎
	②港湾関連の調査	○	○	◎
	③港湾視察運航	◎	◎	—
	④災害発生時の対応	◎	◎	○
関係各機関と連携して取り組む業務	⑤油流出対応	○	◎	◎
	⑥海難事故対応	○	○	○

巡視船一覧

	あおぞら	つばめ※	ひばり
船 舶			
総トン数	126.77トン	27.94トン	20.90トン
全長／全幅	25.00m／6.20m	14.69m／3.99m	10.20m／5.98m
速 力	22.9ノット	20ノット	11ノット
船体材質	軽合金	鋼	軽合金
船 型	単胴船	単胴船	双胴船
建 造 年	1982年（38年）	1974年（46年）	1973年（47年）
視察対応定員	50人	20人	—
機能・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・50人まで港内案内が可能のため、ポートセールスのほか、企業の研修、川崎港の学習会などに活用されている。 ・災害時には、緊急物資や人員輸送を担う。毎年、訓練を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20人までの港内案内が可能で、比較的少人数の団体に利用されている。 ・災害時には緊急物資や人員輸送、油流出時処理等の作業に対応できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・双胴船で小回りが利き、水深の浅い運河も航行可能な船型となっており、各種港湾工事の測量・調査等を行うことができる。 ・甲板が広いので、船上からの施設調査や、オイルフェンスの積載、展張業務等の作業に適している。

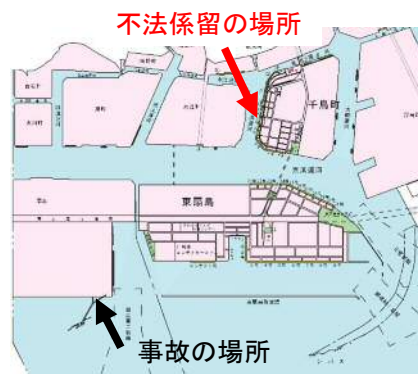
※「つばめ」については、代替えとなる「かもめ」を建造中（令和3年3月完成予定）

貨物船 MARINA号の不法係留

資料 3

1 不法係留の状況

- (1) 場所 千鳥町3号係船棧橋
(延長 190m、水深 -9m)
- (2) 期間 平成30年10月13日～
現在



(3) 係留船舶の概要

ア 船名	MARINA
イ 船籍港	ベリーズ
ウ 総トン数	1,920 トン
エ 全長	79.40m
オ 船舶所有者	CREDIT OCEAN SHIPPING CO., LTD (中国)
カ 運航会社	同上
キ 積荷	なし

(4) 船舶の状態

護岸に衝突した際に船尾部から浸水したことから、船尾が沈み、船首が浮くような状態になりましたが、損傷箇所は曳航前に補修がなされ、船体をロープにより安全に固定しています。



2 事故発生から現在までの経過 (主なもの)

H30.10.1	MARINA号が台風24号の強風により大黒埠頭沖から走錨し扇島の護岸に衝突し自力航行ができなくなる。
10.2	次の台風の上陸予報があり、二次災害を防止するための緊急避難として千鳥町3号係船棧橋に係留を認める。
10.13	船主から今後の方針が示されないため、不法係留扱いとする。以後、総代理店を通じて早期撤去に向けて交渉
12.-	船主責任保険*の代理店と船主が交渉を開始する。
H31.1.11	船主あて撤去命令書(1回目)の送付
3.1	船主あて撤去命令書(2回目)の送付
4.-	船主責任保険代理店から船主との交渉により、船体を日本国内で解体処分する契約準備が整ったとの報告
R1.9.-	船主責任保険代理店から船主が船体の解体処分に必要な手続きに同意せず、交渉を中断しているとの報告

※船主責任保険

船主が第三者に対し法律上の賠償責任を負ったことで被る損害を補填する。
日本の港に入港する総トン数100トン以上の外国船は、船主責任保険に加入していないと入港できない。

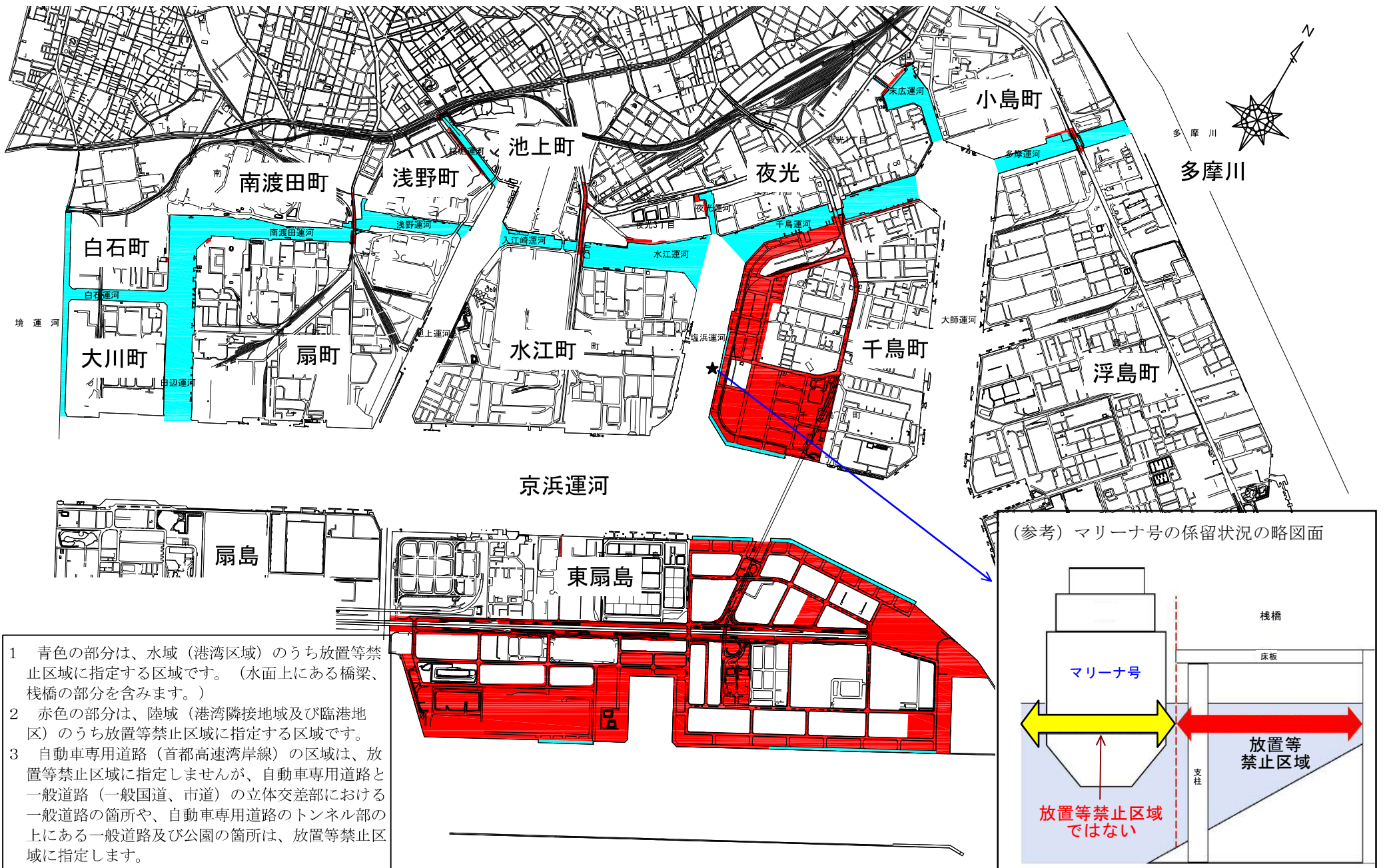
3 不法係留船舶の撤去に向けた現在の対応

引き続き、船主及び関係者と交渉中

協議の内容や方法については、今後の交渉に影響が及ぶおそれがあるため、現時点では公にできません。

川崎港放置等禁止区域全体図

資料 4



NO	陳情の要旨／理由	本市の見解
1	<p>パトロール（海上警備）事業の税金の使われ方について</p>	<p>川崎港の巡視船は、それぞれの船舶の特徴を活かし、港内巡視に加えて、ポートセールスや港内視察などに利用されているほか、災害時においては、人や物資の輸送などに重要な役割を担うものであり、現行の巡視船の配備体制、及びそれに伴う経費の支出は適正であると考えております。</p>
2	<p>スクラップ船の事故について</p> <p>(1) 行政は利用者に対し、原状回復の指導をしてきたか</p> <p>(2) 今後、どのように指導していくのか</p> <p>(3) 係船料の未払いがどうなっているか</p>	<p>(1) 不法係留解消に向け、当該船舶の関係者に指導等を実施してまいりました。(詳細は、資料3の2に記載の経過を御覧ください。)</p> <p>(2) 現在交渉中であり、今後の交渉に影響が及ぶおそれがあるため、交渉内容等は公にできません。</p> <p>(3) 不法係留のため係船料は発生しておりませんが、不法係留期間における係船料相当額の支払いも含め、船舶の撤去に向け交渉を行っております。</p>